

# 山梨県公報

号外第十七号

令和二年

三月三十一日

火曜日

## 目次

### 規則

- 博物館の登録に関する規則……………一
- 山梨県文化財保護審議会規則……………三
- 山梨県文化財保護条例施行規則……………三
- 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則……………三一
- 山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則……………三九
- 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則……………五一
- 山梨県銃砲刀剣類登録審査委員規則……………六〇
- 山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則……………六〇
- 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則……………六二
- 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則……………六四
- 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則……………六六
- 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則……………八二
- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………八八
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………八八
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………八八
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………九九
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一〇〇
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一〇〇
- 管理職等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一〇〇

## 規則

### 山梨県規則第二十一号

博物館の登録に関する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 博物館の登録に関する規則

#### (登録申請)

**第一条** 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十条の規定による登録を受けようとする者は、法第十一条第一項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項に規定する書類を添付した登録申請書を、知事に提出しなければならない。

#### (登録)

**第二条** 知事は、前条の規定による登録の申請を受理した場合には、すみやかに法第十二条の規定による処理をしなければならない。

#### (登録原簿)

**第三条** 博物館登録原簿は、別記様式による。

#### (登録事項等の変更)

**第四条** 博物館の設置者は、第一条の規定により提出した書面及び添付書類の記載事項について変更があったときは、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

#### (博物館の廃止)

**第五条** 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日以内に、廃止の年月日、廃止の理由及び廃止後の処置を記載した書面により、知事に届け出なければならない。

#### (公示)

**第六条** 知事は、法第十条の規定による登録をしたとき、法第十四条第一項の規定による登録の取消しをしたとき及び法第十五条第二項の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を公示しなければならない。

### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別記様式

摘要

※ 公立博物館の場合には設置者の名称のみ記入し、私立博物館の場合には設置者の名称及び住所をともに記入のこと。

備考	所在地	名称	※設置者の名称及び住所	事項		
				番号	記号	日年月
						登録
						登録変更
						登録変更

**山梨県規則第二十二号**

山梨県文化財保護審議会規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県文化財保護審議会規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第五十五条の規定に基づき、山梨県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会)

**第二条** 審議会の会議は、会長が招集する。

**第三条** 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

(専門部会)

**第四条** 審議会に、専門の事項を調査審議するため、次のとおり専門部会を置く。

専門部会の名称	分担事項
有形文化財部会	有形文化財に関する事項
無形文化財及び民俗文化財部会	無形文化財及び民俗文化財に関する事項
史跡部会	史跡及び埋蔵文化財に関する事項
名勝・天然記念物部会	名勝・天然記念物に関する事項
富士山部会	特別名勝富士山に関する事項
文化的景観部会	文化的景観に関する事項

2 専門部会は、審議会の指示を受けて調査審議し、その結果を審議会に報告する。

3 委員及び臨時委員は、第一項の表に掲げる専門部会のいずれかに属するものとする。

**第五条** 各専門部会に、部会長を置く。

2 部会長は、その専門部会に属する専門委員が互選する。

3 部会長は、部会の会務を掌理する。

4 部会長は部会の会議の議長となり、議事を整理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会に属する専門委員のうちからあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

**第六条** 審議会の庶務は、観光文化部文化振興・文化財課において処理する。

(補則)

**第七条** この規則に定めるもののほか、審議会並びに部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**山梨県規則第二十三号**

山梨県文化財保護条例施行規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県文化財保護条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)以下「条例」という。)第六十一条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

**第二条** 条例第四条第一項、第二十条第一項、第二十六条第一項及び第三十一条第一項の規定による指定を受けようとする者は、文化財指定申請書(第一号様式)に写真、実測図、見取図その他参考資料を添えて知事に提出しなければならない。

(選定の申出)

**第三条** 条例第三十七条第一項及び第四十五条第一項の規定による選定を受けようとする市町村は、文化財選定申出書(第二号様式)に写真、図面その他参考資料を添えて知事に提出しなければならない。

(指定の同意)

**第四条** 条例第四条第二項(条例第二十六条第二項及び第三十一条第二項で準用する場合を含む。)の規定による同意をした者は、文化財指定同意書(第三号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(指定書の交付)

**第五条** 条例第四条第六項（条例第二十六条第二項及び第三十一条第二項で準用する場合を含む。）に規定する指定書の交付は、指定書（第四号様式）によるものとする。

2 指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合は、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書を指定書再交付申請書（第五号様式）に添え、再交付を申請しなければならない。

（選定書の交付）

**第六条** 条例第三十七条第二項（条例第四十五条第二項で準用する場合を含む。）において準用する条例第四条第六項に規定する選定書の交付は、選定書（第六号様式）によるものとする。

（管理責任者選任等の届出）

**第七条** 条例第六条第三項（条例第二十九条及び第三十六条で準用する場合を含む。）の規定による管理責任者を選任し、又は解任したときの届出は、文化財管理責任者選出（解任）届（第七号様式）によるものとする。

（所有者変更等の届出）

**第八条** 条例第七条第一項（条例第二十九条及び第三十六条で準用する場合を含む。）の規定による所有者が変更したときの届出は、文化財所有者変更届（第八号様式）によるものとする。

2 条例第七条第二項（条例第二十九条及び第三十六条で準用する場合を含む。）の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出は、文化財所有者氏名等変更届（第九号様式）によるものとする。

（滅失、き損等の届出）

**第九条** 条例第八条（条例第二十九条及び第三十六条で準用する場合を含む。）の規定による文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときの届出は、文化財滅失（き損・亡失・盗難）届（第十号様式）によるものとする。

（所在の変更の届出）

**第十条** 条例第九条（条例第二十九条で準用する場合を含む。）の規定による文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出は、文化財所在場所変更届（第十一号様式）によるものとする。

2 条例第九条ただし書の規定による届出を要しない場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 条例第十条第一項の規定による補助金の交付を受けて管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第十二条第一項の規定による勧告を受けて行う措置のために所在の場所を

更するとき。

三 条例第十二条第二項の規定による勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更するとき。

四 条例第十四条第一項の規定による許可を受けて行う現在の状態の変更のために所在の場所を変更するとき。

五 条例第十五条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 条例第十六条第一項又は第二項の規定による勧告を受けて出品し、又は公開するために所在の場所を変更しようとするとき。

3 条例第九条ただし書の規定による所在の場所を変更した後届け出ることをもって足る場合とは、非常災害等の緊急やむを得ない理由がある場合とし、変更後速やかに届け出なければならない。

（現状変更の許可申請等）

**第十一条** 条例第十四条第一項及び第三十五条第一項の規定による文化財の現状変更の許可を受けようとする者は、文化財現状変更許可申請書（第十二号様式）を現状変更しようとする日の二十日前までに知事に提出しなければならない。

2 条例第二十八条第一項の規定による届出は、有形民俗文化財現状変更届（第十三号様式）によるものとする。

3 第一項の規定による現状変更許可申請書を提出し、その許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更に着手し、及びこれを完了したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

4 前項の規定による現状変更の完了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

**第十二条** 条例第十四条第二項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定有形文化財をその指定当時の原状（指定有形文化財の現状変更の許可を受けたときの原状）に復するとき。

二 指定有形文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため急の措置をするとき。

2 条例第三十五条第二項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値

に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（修理の届出）

**第十三条** 条例第十五条第一項（条例第三十六条で準用する場合を含む。）の規定による修理をするときの届出は、文化財修理届（第十四号様式）に仕様書及び修理しようとする箇所の写真又は見取図を添えて届け出るものとする。

（認定書の交付）

**第十四条** 条例第二十条第二項の規定により無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、保持者又は保持団体に認定書（第十五号様式）を交付する。

2 条例第四十九条第二項の規定により選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、保持者又は保存団体に認定書（第十六号様式）を交付する。

3 認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合は、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した認定書を認定書再交付申請書（第十七号様式）に添えて再交付を申請することができる。

（保持者等の氏名変更等の届出）

**第十五条** 条例第二十二條（条例第五十一条で準用する場合を含む。）の規定による保持者又は保持団体若しくは保存団体（以下この項において「保持団体等」という。）が届け出なければならぬ場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 保持者が氏名、芸名、雅号等を変更したとき又は保持団体等が名称、代表者、規約又は構成員を変更したとき。

二 保持者が住所を変更したとき又は保持団体等が事務所所在地を変更したとき。

三 保持者についてその保持する無形文化財又は保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

四 保持者が死亡したとき又は保持団体等が解散したとき。

2 前項第一号及び第二号の場合は文化財保持者（保持団体・保存団体）氏名等変更届（第十八号様式）、第三号及び第四号の場合は文化財保持者（保持団体・保存団体）傷病（死亡・解散）届（第十九号様式）によるものとする。

3 第一項第一号及び第二号の規定により届出があった場合は、従前の認定書に代えて新たに認定書を再交付するものとする。

（文化財の評価）

**第十六条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百五条第一項の規定により報償金の額の決定をするときは、埋蔵文化財評価委員の意見を聴いて知事が決定する。

2 前項の規定は、法第七十条第一項に規定する文化財の譲与（次条において「法による譲与」という。）及び条例第三十条に規定する文化財の譲渡（次条において「条例による譲渡」という。）について準用する。

3 第一項の埋蔵文化財評価委員に関し必要な事項は、知事が定める。

（文化財の譲与等）

**第十七条** 法による譲与を受けようとする者又は条例による譲渡を受けようとする市町村は、出土文化財譲与（譲渡）申請書（第二十号様式）を知事に提出するものとする。条例第三十条に規定する譲与を受けようとするときも、同様とする。

（標識等の設置基準）

**第十八条** 条例第三十三条の規定による県指定史跡、名勝又は天然記念物の管理に必要な標識及び説明板は、別表の基準によらなければならない。

（土地の所在等の異動の届出）

**第十九条** 条例第三十四条の規定による土地の所在等の異動は、史跡名勝、天然記念物所在地等異動届（第二十一号様式）によるものとする。

（文化財保護指導委員の委嘱等）

**第二十条** 条例第五十六条の規定による文化財保護指導委員（以下「指導委員」という。）は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

一 市町村教育委員会の推薦を受けた者

二 建造物、史跡、名勝、天然記念物又は埋蔵文化財について専門的知識を有する者

三 その他知事が適当と認めた者

2 指導委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、指導委員に対し、その身分を証する証明書（第二十二号様式）を交付するものとする。

（台帳）

**第二十一条** 知事は、種別ごとに必要事項を記載した指定又は認定の台帳を備えるものとする。

（国の指定基準の準用）

**第二十二条** 条例の規定による指定又は認定の基準については、国の基準の例によるものとする。

**附則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申 請 者  
住 所  
氏 名 印

文 化 財 指 定 申 請 書

下記のとおり文化財の県指定を申請いたします。

記

- 1 文化財の種別
- 2 名称及び員数
- 3 所在地
- 4 所有者の住所及び氏名
- 5 文化財の現状及び由来
- 6 その他参考となる事項

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申 出 者 印

文 化 財 選 定 申 出 書

下記のとおり文化財の県選定を申出いたします。

記

- 1 文化財の種別
- 2 名 称
- 3 決定等の年月日
- 4 所在地及び面積
- 5 保存状況
- 6 特 性
- 7 保存計画
- 8 その他参考となる事項



第3号様式（第4条関係）

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所持者（占有者）

住 所

氏 名

印

文 化 財 指 定 同 意 書

私の所有（占有）する下記文化財を山梨県指定（有形文化財・民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物）に指定することに同意します。

記

1 名称及び員数

2 所在地

第4号様式 (第5条関係)

記号番号	指 定 書	名 称  員 数	割 印	右を山梨県指定 に指定する  年 月 日  山梨県知事
------	-------------	----------------------	--------	--

備考 左の場合には山梨県文化財保護条例の規定によりこの指定書を添えて届け出て下さい。 一 所有者が変更したとき 二 所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき 三 所在の場所を変更したとき			所有者			所有者
			所有者の住所			所有者の住所
			所在の場所			所在の場所
			変更の年月日			交付又は再交付 年 月 日

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申 請 者

住 所

氏 名

印

指定書再交付申請書

下記のとおり指定書を亡失（盗難・滅失・破損）しましたので再交付を申請します。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 所持者の住所及び氏名
- 5 亡失（盗難・滅失・破損）の年月日及び状況
- 6 その他参考となる事項

第6号様式（第6条関係）

年 月 日	右を山梨県選定 に選定する	割印	名称  所在地	選 定 書	記号番号
山梨県知事					

備考  左の場合にはこの選定書を添えて届け出て下さい。 一 区域を変更したとき 二 面積を変更したとき			区 域		区 域
			面 積		面 積
			変 更 年 月 日		交 付 年 月 日

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所 有 者

住 所

氏 名

印

文化財管理責任者選任（解任）届

下記のとおり管理責任者を選任（解任）しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 管理責任者の氏名（名称）及び住所
- 5 選任（解任）の年月日
- 6 選任（解任）の事由
- 7 その他参考となる事項

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

旧所有者 住 所

氏 名

印

新所有者 住 所

氏 名

印

文化財所有者変更届

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 変更の年月日
- 5 変更の事由
- 6 その他参考となる事項

(注) この届出書には所有権の移転を証明する書類を添付すること。

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所有者（管理責任者）

住 所

氏 名（名称）

印

文化財所有者氏名等変更届

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者（管理責任者）の旧氏名（旧名称）又は旧住所
- 5 所有者（管理責任者）の新氏名（新名称）又は新住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の事由
- 8 その他参考となる事項

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所有者（管理責任者）

住 所

氏 名（名称）

印

文化財滅失（き損・亡失・盗難）届

下記のとおり滅失し（き損し・亡失し・盗み取られ）ましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 滅失（き損・亡失・盗難）の日時及び住所
- 5 滅失（き損・亡失・盗難）の事実を知った日
- 6 滅失（き損・亡失・盗難）の原因及び現状
- 7 事実を知った後の処置
- 8 その他参考となる事項

（注） き損の場合は、き損状況を示す写真を添付すること。



年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所有者 (管理責任者)

住 所

氏 名 (名称)

印

文化財所在場所変更届

下記のとおり所在場所を変更しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 旧所在場所
- 4 新所在場所
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 変更前の所在場所に復することが明らかな場合はその時期
- 8 その他参考となる事項

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申 請 者  
住 所  
氏 名

印

文化財現状変更許可申請書

下記のとおり現状変更を申請しますので許可願います。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 現状変更の理由
- 6 現状変更の実施内容及び実施方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名及び住所
- 9 添付書類  
設計仕様書及び設計図  
写真又は見取図  
承諾書（申請者が所有者又は管理責任者以外の者の場合）
- 10 その他参考となる事項

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申 請 者  
住 所  
氏 名

印

有形民俗文化財現状変更届

下記のとおり現状変更をいたしますのでお届けします。

記

- 1 有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 有形民俗文化財の所在地
- 4 所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 現状変更の理由
- 6 現状変更の内容及び実施方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名及び住所
- 9 その他参考となる事項

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所 有 者  
住 所  
氏 名

印

文 化 財 修 理 届

下記のとおり修理をいたしますのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 修理の事由
- 6 修理の内容と実施方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名（名称）及び住所
- 9 その他参考となる事項

第15号様式（第14条関係）

記号番号		認定書		割印 氏名（団体名）  （芸名・雅号）		生 年 月 日	山梨県指定無形文化財  の保持者（保持団体）に認定します。	年 月 日	山梨県知事 印
------	--	-----	--	------------------------------	--	------------------	-------------------------------------	-------------	------------

<p style="text-align: center;">備考</p> <p>次の場合には、認定書を添えて届け出ること</p> <p>一 保持者が氏名、芸名若しくは雅号を変更したとき又は保持団体が名称を変更したとき</p> <p>二 保持団体が解散したとき</p>					氏名又は 名称	住所又は 所在地		保持者の住所又は 保存団体の事務所の所在地	
					変更年月日		交付年月日 再交付年月日		

第16号様式 (第14条関係)

認定書

保持者(保持団体名)

保存技術名

割印

山梨県選定保存技術保持者(保存団体)に認定する

年  
月  
日

山梨県知事 印

	氏名又は 名称	住所又は所在地	
			変更の年月日

備考

次の場合には、この認定書を添えて届け出ること

一 保持者が氏名若しくは名称を変更したとき又は保持団体が名称を変更したとき

二 保持団体が解散したとき

	保持者の住所又は保持 団体の事務所の所在地
	交付又は再交付の 年 月 日

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

保持者（保持団体・保存団体）

住 所（所在地）

氏 名（名称）

印

認定書再交付申請書

下記のとおり認定書の再交付を申請いたします。

記

- 1 無形文化財（保存技術）の名称
- 2 認定年月日
- 3 再交付の事由
- 4 その他参考となる事項

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

保持者（保持団体・保存団体）

住 所（所在地）

氏 名（名称）

印

保持者（保持団体・保存団体）氏名（名称）等変更届

下記のとおり変更があったのでお届けします。

記

- 1 無形文化財（保存技術）の名称
- 2 認定年月日
- 3 変更した事項
- 4 変更した年月日
- 5 その他参考となる事項



第19号様式（第15条関係）

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

保持者（保持団体・保存団体）相続人

住 所（所在地）

氏 名（名称） 印

保持者（保持団体・保存団体）傷病（死亡・解散）届

下記のとおり変更があったのでお届けします。

記

- 1 無形文化財（保存技術）の名称
- 2 認定年月日
- 3 傷病（死亡・解散）年月日
- 4 傷病（死亡・解散）の事由
- 5 その他参考となる事項

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者名

印

出土文化財譲与（譲渡）申請書

下記の出土文化財の譲与（譲渡）を受けたいので申請します。

記

- 1 譲与申請出土文化財
  - (1) 品名及び数量
  - (2) 発見の場所（地番・遺跡名）
  - (3) 発見年月日
  - (4) 発見者の氏名及び住所
- 2 譲与申請の理由、譲与後の措置等
  - (1) 譲与申請の理由、譲与後の措置等
  - (2) 譲与後の保管場所、施設及び保管方法
  - (3) 保管責任者となる者の住所、役職及び氏名
  - (4) その他参考となるべき事項

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所 有 者

住 所

氏 名

印

史跡名勝天然記念物所在地等異動届

下記のとおり異動したのでお届けします。

記

- 1 史跡名勝天然記念物の名称
- 2 指定年月日
- 3 所有者の氏名及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 5 異動前の土地の所在、地番、地目及び地積
- 6 異動後の土地の所在、地番、地目及び地積
- 7 その他参考となる事項

第 号  
身 分 証 明 書

住 所  
氏 名  
年 月 日生

上記の者は、山梨県文化財保護指導委員であることを証明する。

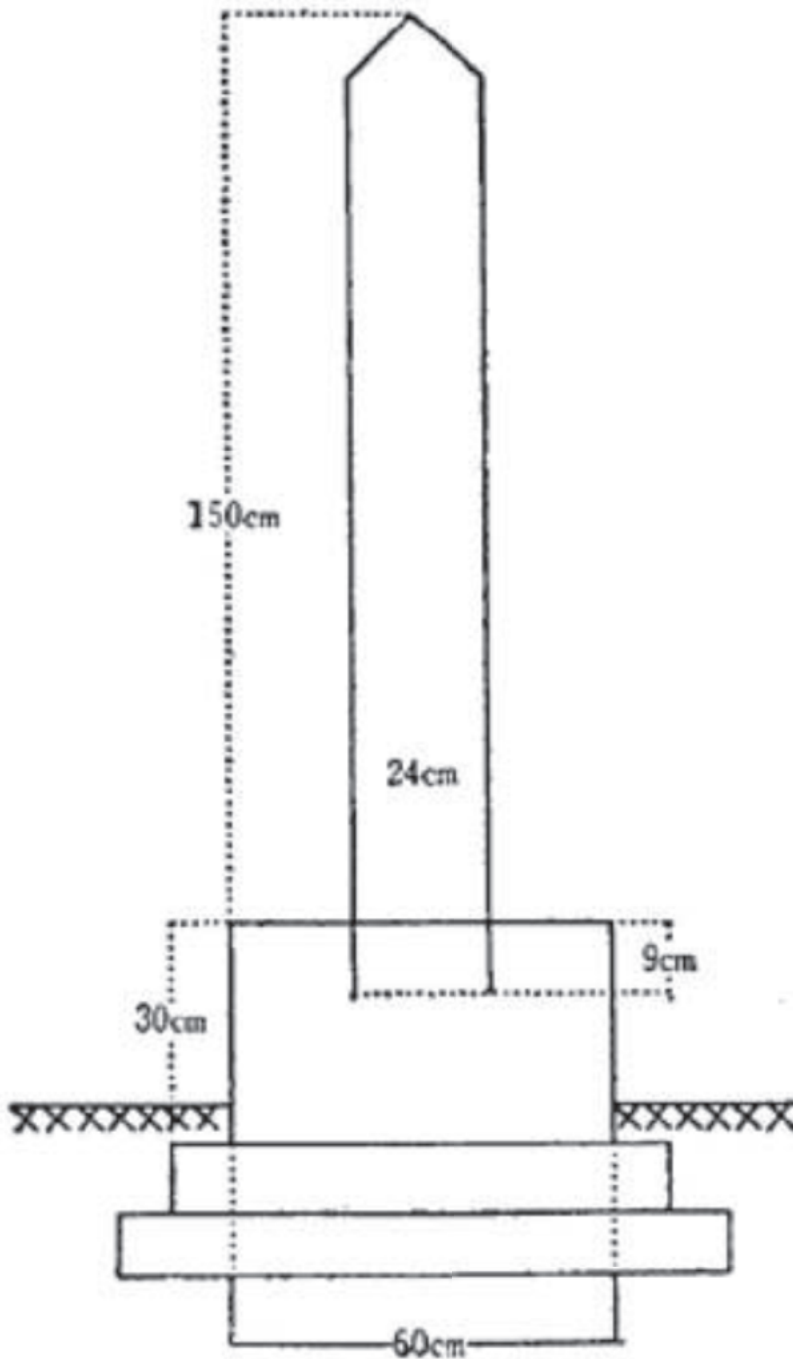
年 月 日

山 梨 県 知 事 印

別表

標識柱

- 一 表面 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称
- 二 裏面 山梨県知事
- 三 側面 建設年月日、指定年月日
- 四 材質 コンクリート、石材又は木材

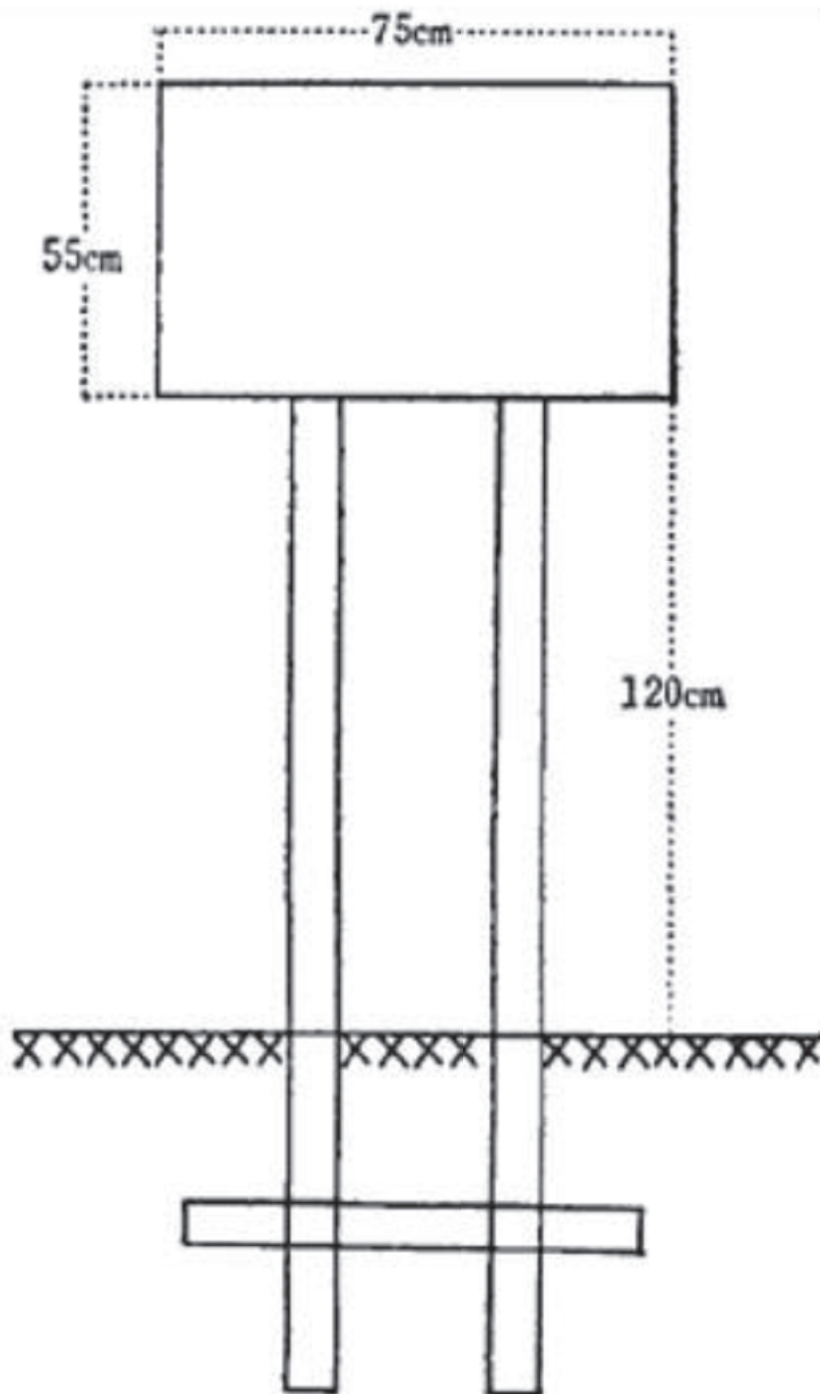


説明板

指定年月日、指定の理由及び現状その他を簡易な表現を用いて記載する。

原則として指定地域を示す図を記載する。

材料は原則として金属とする。



## 山梨県規則第二十四号

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

**第二条** 条例第七条第一項の規定による山梨県立美術館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第七条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(特別観覧の承認)

**第三条** 条例第十一条第一項の規定による特別観覧の承認を受けようとする者は、特別観覧申請書(第二号様式)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、特別観覧を承認したときは、当該申請者に対し、特別観覧承認書(第三号様式)を交付するものとする。

(観覧料等の還付)

**第四条** 条例第十三条ただし書の特別の理由は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、同条ただし書の規定により還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 観覧、特別観覧又は使用の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由により観覧、特別観覧又は使用することができなくなったとき 全額
- 二 特別観覧又は使用をしようとする日の三日前までに特別観覧又は使用の取消しを

届け出たとき 二分の一に相当する額

2 条例第十三条ただし書の規定による観覧料、特別観覧料又は使用料の還付を受けようとする者は、観覧料等還付申請書(第四号様式)を館長に提出しなければならない。

(観覧料等の免除)

**第五条** 条例第十四条の特別の理由は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、同条の規定により免除する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 条例別表第一に定める額の全額
- 二 六十五歳以上の者が観覧(県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。)するとき 条例別表第一に定める額の全額
- 三 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき 条例別表第一に定める額の全額
- 四 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、常設展・特別展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 五 同一の日において、美術館及び山梨県立文学館の常設の展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、美術館・文学館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 六 特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・特別展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 八 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者(団体により観覧する者を除く。)

が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

九 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券（一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。）を有する者が観覧するとき 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

十 前各号に掲げるもののほか、館長が特別の理由があると認めるとき 観覧料、特別観覧料又は使用料のうち館長が相当と認める額

2 前項第一号又は第十号に該当する場合において、観覧料、特別観覧料又は使用料の免除（次項において「免除」という。）を受けようとする者は、あらかじめ観覧料等免除申請書（第五号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 館長は、前項の規定により免除を承認したときは、当該申請者に対し、観覧料等免除承認書（第六号様式）を交付するものとする。

4 第一項第二号、第三号、第八号又は第九号の規定に該当する場合において、観覧料の免除を受けようとする者は、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類を館長に提示するものとする。

（館長への委任）

**第六条** 知事は、この規則に定めるもののほか、館長に次の事項を委任する。

- 一 条例第八条第二項の規定による休館日の変更の承認に関すること。
- 二 条例第九条第二項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。
- 三 条例第十一条第一項の規定による特別観覧の承認に関すること。

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

担当者氏名

電話番号

F A X

e - m a i l

指定管理者指定申請書

山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立美術館設置及び管理条例第7条第1項、山梨県立文学館設置及び管理条例第7条第1項及び山梨県都市公園条例第12条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。

特 別 観 覧 申 請 書

年 月 日

山梨県立美術館長 殿

申請者 住所  
氏名  
(電話) 印

次のとおり特別観覧を承認されるよう申請します。

美術品等の名称	点数	作 者 名	備 考
日 時	年 月 日	時 分	分から分まで
目 的			
方 法	模 写・模 造・撮 影・その他 (      )		
料   金	模 写・模 造	点	円 計
	撮 影	モノクローム	点 円
		カラー	点 円
	そ の 他	点	円 円

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
- 2 寄託された美術品等又は著作権のある美術品等を撮影する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付してください。

第3号様式 (第3条関係)

特 別 観 覧 承 認 書

第 年 月 号 日

殿

山梨県立美術館長

印

次のとおり特別観覧を承認します。

美術品等の名称	点数	作 者 名	備 考		
日 時	年 月 日 時 時		分から分まで		
目 的					
方 法	模 写・模 造・撮 影・その他 ( )				
料 金	模 写・模 造	点	円	計 円	
	撮 影	モノクローム	点		円
		カラー	点		円
	そ の 他	点	円		
注 意 事 項					

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

山梨県立美術館長 殿

申請者 住所  
氏名

印

観覧料等還付申請書

次のとおり観覧料の還付を受けたいので、山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則第4条第2項の規定により申請します。

申 請 の 理 由	
承 認 番 号	
既 納 付 金 額	
還付を受けようと す る 金 額	

注 この書類には、申請に係る観覧料等の観覧券又は承認書を添付してください。

第5号様式 (第5条関係)

観覧料等免除申請書

年 月 日

山梨県立美術館長 殿

所在地

学校名 (団体名)

代表者

印

(電話)

観覧料  
次のとおり 特別観覧料 使用料 の免除を承認されるよう申請します。

申請の理由及び利用内容

日 時 年 月 日 時 分から 分まで

人 員

責任者氏名

観覧料等免除承認書

第 年 月 号 日

殿

山梨県立美術館長

印

次のとおり 観覧料 特別観覧料 の免除を承認します。  
使用料

承認の内容	
日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで
人 員	
責任者氏名	
金 額	円
注 意 事 項	

## 山梨県規則第二十五号

山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

**第二条** 山梨県立考古博物館(以下「考古博物館」という。)の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、考古博物館への入館時間は、午後四時三十分までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

(観覧の承認)

**第三条** 条例第六条第一項の規定による知事の承認は、観覧券(第一号様式)、定期観覧券(第二号様式)、常設展・特別展共通観覧券(第三号様式)、前売り観覧券(第四号様式)又は常設展・特別展共通前売り観覧券(第五号様式)の交付があったときに行われたものとする。

(観覧料の納入)

**第四条** 観覧料の納入は、観覧券の交付の際現金をもって行うものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、観覧券を交付した日以後、館長の指定した日までに納付させることができる。

(観覧料の還付)

**第五条** 条例第七条ただし書の特別の理由は、観覧の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由により観覧することができなくなった場合に該当することとし、同条ただし書の規定により還付する額は、観覧料の全額とする。

2 条例第七条ただし書の規定による観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付申請書(第六号様式)を館長に提出しなければならない。

(観覧料の免除)

**第六条** 条例第八条の特別の理由は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、同条の規定により免除する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 条例別表に定める額の全額

二 六十五歳以上の者が観覧(県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。)するとき 条例別表に定める額の全額

三 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき 条例別表に定める額の全額

四 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、常設展・特別展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

五 特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

六 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・特別展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者(団体により観覧する者を除く。)が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

八 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券(一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。)を有する者が観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

九 前各号に掲げるもののほか、館長が特別の理由があると認めるとき 条例別表に定める額のうち館長が相当と認める額

2 前項第一号又は第九号に該当する場合において、観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ観覧料免除申請書(第七号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 館長は、前項の規定により免除を承認したときは、当該申請者に対し、観覧料免除承認書（第八号様式）を交付するものとする。

4 第一項第二号、第三号、第七号又は第八号の規定に該当する場合において、観覧料の免除を受けようとする者は、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類を館長に提示するものとする。

（資料の館外貸出）

**第七条** 条例第三条第五号の規定により考古資料の館外貸出を受けることのできる者は、次のとおりとする。

一 国立の博物館及び博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館

二 県内の公立資料館及びこれに類する施設

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

四 その他館長が適当と認める者

2 考古資料の館外貸出を受けようとする者は、あらかじめ館外貸出承認申請書（第九号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 館長は、前項の規定により館外貸出を承認したときは、当該申請者に対し、館外貸出承認書（第十号様式）を交付するものとする。

4 考古資料の館外貸出期間は、三十日以内とする。ただし、館長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（遵守事項等）

**第八条** 考古博物館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 展示品に触れないこと。

二 展示品の近くでインキ、墨汁等を使用しないこと。

三 敷地内において喫煙し、又は館長が別に定める場所以外の場所において飲食しないこと。

四 その他館長が必要と認め指示した事項

2 館長は、前項の規定に違反し、又は違反しようとする利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

（館長への委任）

**第九条** 知事は、この規則に定めるもののほか、館長に次の事項を委任する。

一 条例第六条第一項の規定による観覧の承認に関すること。

二 条例第七条の規定による観覧料の還付に関すること。

三 条例第九条の規定による利用の制限に関すること。

（補則）

**第十条** この規則に定めるもののほか、考古博物館の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て館長が定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



第1号様式 (第3条関係)

観覧券 円  山梨県立考古博物館	(切取線)	一 般 小・中・高校生等 この券をもって領収に代えます。 山梨県立考古博物館	観覧券 円
---------------------------	-------	---	----------

注 寸法、デザイン等については、その都度定める。

第2号様式（第3条関係）

写 真	第	号
	年 月 日	
氏名（	定 期 観 覧 券	
	） 年 月 日生	
	有効期限	年 月 日
		円
	この券をもって領収に代えます。	
	山梨県立考古博物館	

注 寸法、デザイン等については、その都度定める。

第3号様式 (第3条関係)

常設展観覧券  円 (切取線)  山梨県立考古博物館	常設展・特別展共通観覧券  一 般  小・中・高校生等 この券をもって領収に代えます。  山梨県立考古博物館	特別展観覧券  円 (切取線)  山梨県立考古博物館
---	---	---

注 寸法、デザイン等については、その都度定める。

第4号様式（第3条関係）

前売り観覧券	前売り観覧券
円	一 般
(切取線)	小・中・高校生等
	この券をもって領収に代えます。
山梨県立考古博物館	山梨県立考古博物館

注 寸法、デザイン等については、その都度定める。

第5号様式 (第3条関係)

常設展前売り観覧券  
円

(切取線)

山梨県立考古博物館

常設展・特別展共通前売り観覧券

一 般

円

小・中・高校生等

この券をもって領収に代えます。

山梨県立考古博物館

特別展前売り観覧券  
円

(切取線)

山梨県立考古博物館

注 寸法、デザイン等については、その都度定める。

年 月 日

山梨県立考古博物館長 殿

申請者 住所  
氏名

印

観覧料還付申請書

次のとおり観覧料の還付を受けたいので、山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則第5条第2項の規定により申請します。

申 請 の 理 由	
承 認 番 号	
既 納 付 金 額	
還付を受けようと す る 金 額	

注 この書類には、申請に係る観覧料の観覧券を添付してください。

第7号様式 (第6条関係)

年 月 日

山梨県立考古博物館長 殿

所在地

学校名 (団体名)

代表者

印

(電話)

観覧料免除申請書

次のとおり観覧料の免除を申請します。

申請の理由	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
人 員	
責任者氏名	

第 号  
年 月 日

殿

山梨県立考古博物館長 印

観覧料免除承認書

次のとおり観覧料の免除を承認します。

承認の内容	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
人 員	
責任者氏名	
注意事項	



第9号様式 (第7条関係)

年 月 日

山梨県立考古博物館長 殿

申請者 所在地  
施設名  
施設長職氏名  
電 話

印

館外貸出承認申請書

次のとおり考古資料を貸し出してくださいよう申請します。

貸出物件	種別	貸出物件名	数量	備考
	計	件		
利用の目的				
利用の場所				
貸出期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
資料運搬方法				

第 号  
年 月 日

殿

山梨県立考古博物館長 印

館 外 貸 出 承 認 書

次のとおり考古資料の貸出しを承認します。

貸出物件	種別	貸出物件名	数量	備 考
	計	件		
利用の目的				
利用の場所				
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、貸出物件の返還は、最終日の午後5時までに行うこと。			

条件

- 1 当館の都合により必要があるときは、貸出期間中であっても貸出物件の返還を求めることがあります。
- 2 貸出物件を滅失し、又はき損したときは直ちに館長に届け出るとともに、原状に復し、又はその損害を賠償しなくてはなりません。
- 3 その他館長の指示に従ってください。

## 山梨県規則第二十六号

山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則

#### (趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第十号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (指定管理者の指定の申請)

**第二条** 条例第七条第一項の規定による山梨県立文学館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（第一号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行われなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第七条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

#### (閲覧の承認等)

**第三条** 条例第十一条第一項の規定による閲覧の承認を受けようとする者は、文学資料等閲覧承認申請書（第二号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者は、文学資料等を所定の場所で閲覧しなければならない。

#### (撮影の承認)

**第四条** 条例第十一条第二項の規定による撮影の承認を受けようとする者は、文学資料等撮影承認申請書（第三号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により文学資料等の撮影を承認したときは、当該申請者に対し、文学資料等撮影承認書（第四号様式）を交付するものとする。

#### (観覧料等の還付)

**第五条** 条例第十三条ただし書の規定により、観覧料、利用料又は使用料（以下「観覧料等」という。）を還付する場合は、次の各号に掲げるときとし、還付の額は当該各号に掲げる額とする。

- 一 観覧者、利用者又は使用者の責めに帰すことのできない理由により観覧、利用又は使用することができなくなったとき 全額
- 二 利用又は使用する日の三日前までに利用又は使用の取消しを届け出たとき 二分の一に相当する額

2 前項に定める観覧料等の還付を受けようとする者は、観覧料等還付申請書（第五号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (観覧料等の免除)

**第六条** 条例第十四条の規定により、観覧料等の全部又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに掲げるときとし、免除の額は当該各号に定める額とする。

- 一 県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 条例別表第一に定める額的全額
- 二 六十五歳以上の者が観覧（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。）するとき 条例別表第一に定める額的全額
- 三 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき 条例別表第一に定める額的全額
- 四 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、常設展・企画展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 五 同一の日において、文学館及び山梨県立美術館の常設の展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 六 特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該特別の企画による展示に係る開催期間

の初日の前日までに常設展・企画展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき  
条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二  
号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差  
額

八 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者（団体により観覧する者を除く。）  
が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき 条例別表第一一号  
に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの  
展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

九 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施するこ  
ととしたものに係る定期利用券（一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをい  
う。）を有する者が観覧するとき 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団  
体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個  
人の観覧料と団体の観覧料との差額

十 その他館長が特別の理由があると認めるとき 観覧料等のうち館長が相当と認め  
る額

2 前項第一号又は第十号に該当する場合において、観覧料等の免除を受けようとする  
者は、観覧料等免除申請書（第六号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければ  
ならない。

3 館長は、前項の規定により観覧料等の免除を承認したときは、当該申請者に対し、  
観覧料等免除承認書（第七号様式）を交付するものとする。

4 第一項第二号、第三号、第八号又は第九号の規定に該当する場合において、観覧料  
の免除を受けようとする者は、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類  
を館長に提示するものとする。

（館長への委任）

**第七条** 知事は、この規則に定めるもののほか、館長に次の事項を委任する。

一 条例第八条第二項の規定による休館日の変更の承認に関すること。

二 条例第九条第四項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。

三 条例第十一条第一項及び第二項の規定による利用の承認等に関すること。

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

担当者氏名

電話番号

F A X

e - m a i l

指定管理者指定申請書

山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立美術館設置及び管理条例第7条第1項、山梨県立文学館設置及び管理条例第7条第1項及び山梨県都市公園条例第12条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。

受付番号	第	号
------	---	---

文学資料等閲覧承認申請書

年 月 日

山梨県立文学館長 殿

申請者  
氏 名 印

次のとおり文学資料等の閲覧を承認されるよう申請します。

資 料 請 求 番 号	文 学 資 料 等 の 名 称	承 認 欄

- 注 1 文学資料等は、閲覧室及び研究室以外では閲覧できません。
- 2 閲覧できない文学資料等もあります。
- 3 文学資料等を破損した場合には、修復にかかる費用の負担をしていただくことがあります。

第3号様式 (第4条関係)

受付番号	第 号
------	-----

文学資料等撮影承認申請書

年 月 日

山梨県立文学館長 殿

申請者 住所

氏名 印  
(電話)

次のとおり文学資料等の撮影の承認をされるよう申請します。

目 的			
作者・人名	図書名・資料名	撮影箇所	区 分
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		

区	モノクローム	学術研究	点	料	円	
		出版等	点		円	
分	カラー	学術研究	点	金	円	
		出版等	点		円	
					合計	円

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
- 2 区分欄は、該当箇所を○で囲んでください。
- 3 文学資料等の館外持ち出しはできません。
- 4 寄託された文学資料等又は著作権のある文学資料等を撮影する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付してください。

承認番号	第	号
------	---	---

文学資料等撮影承認書

殿

年 月 日

山梨県立文学館長 印

次のとおり文学資料等の撮影を承認します。

目 的			
作者・人名	図書名・資料名	撮影箇所	区 分
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等
			モノクロ カラー 学術研究 出版等

日 時 年 月 日 時 分から 時 分まで

区	モノクローム	学術研究	点	備 考
		出版等	点	
分	カラー	学術研究	点	
		出版等	点	

- 注 1 区分欄は、該当箇所を○で囲んでください。
- 2 文学資料等を撮影するときは、この承認書を係員に提示し指示を受けてください。
- 3 申請目的以外に利用できません。
- 4 刊行物等に掲載等するときは、「山梨県立文学館」の所蔵資料であることを明示し、併せて当該刊行物等を山梨県立文学館に納入していただきます。



第5号様式 (第5条関係)

受付番号	第	号
------	---	---

観 覧 料 等 還 付 申 請 書

年 月 日

山梨県立文学館長 殿

申請者 住 所

氏 名 印  
(電話)

次のとおり観覧料等を還付されるよう申請します。

申請の理由及び 利 用 内 容	
承 認 番 号	
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
人 員	
責 任 者 氏 名	
既 納 付 金 額	
還付を受けようと す る 金 額	

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。  
 2 この申請書には、観覧券又は承認書を添付してください。

受付番号	第	号
------	---	---

<p>観 覧 料 等 免 除 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山梨県立文学館長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印 (電話)</p> <p>次のとおり 観覧料 利用料 使用料 の免除を承認されるよう申請します。</p>	
申請の理由及び利用内容	
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
人 員	
責任者氏名	

注 太枠線内のみ記入してください。

第7号様式 (第6条関係)

承認番号

第

号

観覧料等免除承認書

年 月 日

殿

山梨県立文学館長 印

次のとおり 観覧料  
利用料 使用料 の免除を承認します。

承認の内容	
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
人 員	
責任者氏名	
免除金額	円
注 意 事 項	

### 山梨県規則第二十七号

山梨県銃砲刀剣類登録審査委員規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎  
山梨県銃砲刀剣類登録審査委員規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号）第二条に定める登録審査委員の任命に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

**第二条** 登録審査委員の定数は、四名以内とする。

(任期)

**第三条** 登録審査委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠登録審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

**附則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第二十八号

山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎  
山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県立射撃場設置及び管理条例（昭和五十九年山梨県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

**第二条** 条例第五条第一項の規定による山梨県立八代射撃場（次条において「射撃場」という。）の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの  
六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）

七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの  
八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

**第三条** 条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

一 全国高等学校総合体育大会等全国大会における射撃競技の実施のために射撃場を利用する場合 利用料金の全額

二 県が主催する山梨県体育祭りにおける射撃競技の実施のために射撃場を利用する場合 利用料金の全額

三 山梨県競技力向上対策本部が認定する国民体育大会への出場候補選手が競技力向上のための強化合宿等に射撃場を利用する場合 利用料金の二分の一の額

**附則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

山梨県立八代射撃場の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立射撃場設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

### 山梨県規則第二十九号

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎  
山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則

#### (趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (指定管理者の指定の申請)

**第二条** 条例第五条第一項の規定による山梨県立八ヶ岳スケートセンター(次条において「センター」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

#### (利用料金の減額又は免除)

**第三条** 条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

- 一 六十五歳以上の者がセンターを利用する場合 利用料金の全額
- 二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその介護を行う者がセンターを利用する場合 利用料金の全額
- 三 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒がセンターを土曜日に利用する場合(競技会のために利用する場合を除く。)

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

山梨県立八ヶ岳スケートセンターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

### 山梨県規則第三十号

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県立飯田野球場設置及び管理条例(平成十四年山梨県条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

**第二条** 条例第五条第一項の規定による山梨県立飯田野球場(次条において「野球場」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

**第三条** 条例第十二条の規定で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

- 一 全国高等学校総合体育大会等全国大会における野球競技の実施のために野球場を利用する場合 利用料金の全額
- 二 山梨県競技力向上対策本部が認定する国民体育大会への出場候補選手が競技力向上のための強化合宿等に野球場を利用する場合 利用料金の二分の一の額

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



別記様式（第2条関係）

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立飯田野球場の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立飯田野球場設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

### 山梨県規則第三十一号

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### (趣旨)

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則

**第一条** この規則は、山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (開館時間等)

**第二条** 山梨県立博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、展示室への入室時間は、午後四時三十分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、生涯学習室及び交流室の利用時間は、午前九時から午後九時までとする。

3 博物館の館長（以下「館長」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前二項に規定する開館時間等を変更することができる。

#### (観覧の承認)

**第三条** 条例第六条第一項の規定による承認は、観覧券（第一号様式）、定期観覧券（第二号様式）、常設展・企画展共通観覧券（第三号様式）、前売り観覧券（第四号様式）又は常設展・企画展共通前売り観覧券（第五号様式）の交付があったときに行われたものとする。

#### (観覧料の納入)

**第四条** 観覧料の納入は、観覧券の交付の際現金をもって行うものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、観覧券を交付した日以後、館長の指定した日までに納付させることができる。

#### (歴史資料等の閲覧等の承認)

**第五条** 条例第七条第一項の規定による歴史資料等の閲覧の承認を受けようとする者は、歴史資料等閲覧申請書（第六号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者は、歴史資料等を館長が指定する場所で閲覧しなければならない。

3 条例第七条第二項の規定による歴史資料等の撮影の承認を受けようとする者は、歴史資料等撮影申請書（第七号様式）を館長に提出しなければならない。

4 館長は、歴史資料等の撮影を承認したときは、当該撮影に係る申請をした者に対し、

し、歴史資料等撮影決定通知書（第八号様式）を交付するものとする。

#### (生涯学習室等の使用の承認)

**第六条** 条例第八条第一項の規定による生涯学習室又は交流室の使用の承認を受けようとする者は、県立博物館施設等使用申請書（第九号様式）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、生涯学習室又は交流室の使用の承認又は承認の拒否の決定をしたときは、当該使用に係る申請をした者に対し、県立博物館施設等使用決定通知書（第十号様式）を交付して当該決定の内容を通知するものとする。

#### (利用又は使用の内容の変更等)

**第七条** 条例第七条第二項又は第八条第一項の規定により承認を受けた者が当該承認に係る内容を変更し、又は承認に係る行為を中止しようとするときは、承認内容変更等申請書（第十一号様式）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請に係る承認内容の変更等を承認したときは、第五条第四項又は前条第二項の例により当該変更等に係る申請をした者に対し、当該承認の内容を通知するものとする。

#### (利用料及び使用料の納入)

**第八条** 条例第七条第三項又は第八条第二項の規定による利用料又は使用料は、前納しなければならない。ただし、官公署にあっては、撮影又は使用の後に納入させることができる。

#### (観覧料等の還付)

**第九条** 条例第九条ただし書の特別の理由は次の各号に掲げる場合に該当することとし、還付する額は当該各号に定めるとおりとする。

一 観覧、撮影又は使用の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由により観覧、撮影又は使用をすることができなくなったとき 観覧料、利用料又は使用料の全額

二 撮影又は使用をしようとする日の三日前までに撮影又は使用の中止に係る承認内容変更等申請書を提出したとき 利用料又は使用料の二分の一に相当する額

2 条例第九条ただし書の規定による観覧料、利用料又は使用料の還付を受けようとする者は、観覧料等還付申請書（第十二号様式）を館長に提出しなければならない。

#### (観覧料等の免除)

**第十条** 条例第十条の特別の理由は次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとし、免除の額は当該各号に定めるとおりとする。

一 県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 条例別表第一に定める観覧料の全額

二 六十五歳以上の者が観覧するとき（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示に限る。） 条例別表第一に定める観覧料の全額

三 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき 条例別表第一に定める観覧料の全額

四 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、常設展・企画展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

五 特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

六 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・企画展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者（団体により観覧する者を除く。）が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

八 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券（一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。）を有する者が観覧するとき 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

九 前各号に掲げるもののほか、館長が特に必要と認めるとき 観覧料等のうち館長が相当と認める額

2 前項第一号又は第九号に該当する場合において、条例第十条の規定による観覧料等の免除を受けようとする者は、観覧の承認の申請の際、観覧料等免除申請書（第十三号様式）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、観覧料等の免除の決定をしたときは、当該免除に係る申請をした者に対

し、観覧料等免除決定通知書（第十四号様式）を交付するものとする。

4 第一項第二号、第三号、第七号又は第八号の規定に該当する場合において、条例第十条の規定による観覧料等の免除を受けようとする者は、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類を館長に提示しなければならない。

5 第三項の規定にかかわらず、前項の規定により提示された書類により観覧料等の免除に係る事実を確認したときは、免除後の観覧料の額を記載した観覧券をもって第三項の観覧料等免除決定通知書に代えるものとする。

（館長への委任）

第十一條 知事は、館長に次の事項を委任する。

一 条例第六条第一項の規定による観覧の承認に關すること。

二 条例第七条第一項の規定による閲覧の承認に關すること。

三 条例第七条第二項の規定による撮影の承認に關すること。

四 条例第八条第一項の規定による生涯学習室及び交流室の使用の承認に關すること。

五 条例第九条ただし書の規定による観覧料等の還付に關すること。

六 条例第十条の規定による観覧料等の免除に關すること。

七 条例第十一条の規定による利用の制限に關すること。

（補則）

第十二條 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に關し必要な事項は、知事の承認を得て館長が定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

観 覧 券  円   山梨県立博物館	(切取線)	観 覧 券  一 般 大 学 生 等 小学生・中学生・高校生等  円  本券をもって領収書に代えます。 改札前に半券を切り離すと無効です。  山梨県立博物館
-----------------------------------	-------	---

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

第2号様式 (第3条関係)

写 真

第 年 月 日 号

定 期 観 覧 券

氏名 ( ) 年 月 日生  
(一般・大学生等)

有効期限 年 月 日  
円

本券をもって領収書に代えます。  
山梨県立博物館

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

第3号様式（第3条関係）

常設展観覧券 円  (切取線)	常設展・企画展共通観覧券  一 般 大 学 生 等 小学生・中学生・高校生等  本券をもって領収書に代えます。 改札前に半券を切り離すと無効です。	企画展観覧券 円  (切取線)
山梨県立博物館	山梨県立博物館	山梨県立博物館

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

第4号様式 (第3条関係)

前売り観覧券 円 (切取線)	前売り観覧券 円 一 般 等 大 学 生 小学生・中学生・高校生等
山梨県立博物館	山梨県立博物館

本券をもって領収書に代えます。  
改札前に半券を切り離すと無効です。

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

第5号様式（第3条関係）

常設展前売り観覧券 円  (切取線)	常設展・企画展共通前売り観覧券  一 般 大 学 生 等 小学生・中学生・高校生等  円  本券をもって領収書に代えます。 改札前に半券を切り離すと無効です。	企画展前売り観覧券 円  (切取線)
山梨県立博物館	山梨県立博物館	山梨県立博物館

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。



第6号様式 (第5条関係)

山梨県公報号外  
第十七号  
令和二年三月三十一日

受付番号	第	号
------	---	---

歴史資料等閲覧申請書

年 月 日

山梨県立博物館館長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

印

次のとおり歴史資料等の閲覧をしたいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

閲覧希望日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	
閲覧の目的		
資料番号	資料の名称	閲覧の可否

- 注 1 歴史資料等は、館長が指定する場所以外では閲覧できません。
- 2 閲覧の目的を逸脱していると認めるとき又は指示に従わないときは、閲覧の中止を命ずることがあります。
- 3 歴史資料等を破損した場合には、修復にかかる費用の負担をしていただくことがあります。

受付番号	第	号
------	---	---

歴史資料等撮影申請書		
年 月 日		
山梨県立博物館館長 殿		
申請者 住 所 氏 名 連絡先		印
次のとおり歴史資料等の撮影をしたいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第5条第3項の規定により申請します。		
撮 影 希 望 日 時	年 月 日 時 分 分 時 分 分	
撮 影 の 目 的		
資 料 番 号	資 料 の 名 称	数 量

- 注 1 歴史資料等は、館長が指定する場所以外では撮影できません。
- 2 撮影できない歴史資料等もあります。
- 3 寄託された歴史資料等又は著作権のある歴史資料等を撮影する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付してください。

第8号様式 (第5条関係)

受付番号

第

号

歴史資料等撮影決定通知書

年 月 日

殿

山梨県立博物館館長 印

年 月 日付けで申請のあった歴史資料等の撮影について、次のとおり決定しましたので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第5条第4項の規定により通知します。

撮 影 の 日 時	年 月 日 時 分 時 分まで	
撮 影 の 目 的		
資 料 番 号	名 称 及 び 数 量	撮影の可否
利 用 料	円 × 点 =	
撮影の条件等 ・撮影の際は、この通知書及び利用料の領収書を係員に提示し、その指示を受けること。		
摘要		

受付番号 第 号

県立博物館施設等使用申請書

年 月 日

山梨県立博物館館長 殿

申請者 住所  
 ふりがな  
 氏名 印  
 生年月日 年 月 日  
 （団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日）

連絡先

次のとおり施設を使用したいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。

施設使用の目的

使用日時  
 年 月 日（曜日） 午前 時 分から  
 午後 時 分まで  
 年 月 日（曜日） 午前 時 分まで  
 午後 時 分まで

使用施設名 生涯学習室1 生涯学習室2 交流室

使用設備器具	設備器具名	使用数量	単位	摘要

会場使用責任者 氏名 住所 (電話)

造作物等設置の有・無

参考事項

誓約等

- この申請による使用は、暴力団の利益となるものではありません。
- この申請による使用が、暴力団の利益となると認められた場合、その使用決定が取り消されても異存はありません。
- 私（団体である場合には、その役員を含む。）が、暴力団員等（※）又は暴力団であるか否かについて、警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。  
 ※暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

注 1 造作物等を設置し、又は設備器具を持ち込む場合には、当該行為の概要を明らかにした一覧表を添付してください。

2 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名（ふりがなを付す。）及び生年月日を記載した書類を添付すること。

第10号様式 (第6条関係)

山梨県公報号外

第十七号

令和二年三月三十一日

受付番号	第	号
------	---	---

県立博物館施設等使用決定通知書

年 月 日

殿

山梨県立博物館館長 印

年 月 日付けで申請のあった県立博物館の施設等の使用について、次のとおり決定しましたので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

施設使用の目的					
使用日時	年 月 日 ( 曜日)	午前	時	分から	
	年 月 日 ( 曜日)	午後	時	分まで	
使用施設名	<input type="checkbox"/> 生涯学習室1 <input type="checkbox"/> 生涯学習室2 <input type="checkbox"/> 交流室 可・否                      可・否                      可・否				
使用設備器具	設備器具名	使用数量	単位	可・否	摘要
造作物等設置等の可否			参考事項		
利用料					
摘要					

受付番号	第	号
------	---	---

承認内容変更等申請書	
年 月 日	
山梨県立博物館館長 殿	
申請者 住所 氏名 連絡先	
印	
次のとおり承認事項の内容を変更したいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第7条第1項の規定により申請します。	
承認年月日及び 承認番号	年 月 日
変 更 理 由	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後

- 注 1 この書類には、変更に係る承認の決定通知書の写しを添付してください。
- 2 既に利用料又は使用料を納付している場合には、領収書の写しを添付してください。

第12号様式（第9条関係）

受付番号

第

号

観覧料等還付申請書

年 月 日

山梨県立博物館館長 殿

申請者 住所  
氏名  
連絡先

印

次のとおり観覧料等の還付を受けたいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。

申請の理由

承認番号

区分  観覧料  利用料  使用料

既納付金額

還付を受けようとする金額

- 注 1 この書類には、申請に係る観覧料等の観覧券又は領収書を添付してください。  
2 利用又は使用の中止を理由とする場合には、承認内容変更等申請書を併せて提出してください。

受付番号	第	号
------	---	---

<p>観覧料等免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山梨県立博物館館長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 連絡先</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>観覧料 次のとおり 利用料 の免除を受けたいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行 使用料</p> <p>規則第10条第2項の規定により申請します。</p>	
申請の理由	山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第10条第1項第 号該当
利用内容	
免除を受けようとする額	
摘要	

- 注 1 申請の理由の欄には、免除の根拠となる規則の該当号と、当該規定に該当する具体的な理由を記載してください。
- 2 利用内容の欄には、観覧、利用又は使用の別、利用又は使用の日時その他観覧料等の免除を受ける対象が特定できる内容を記載してください。



第14号様式 (第10条関係)

受付番号	第	号
------	---	---

観覧料等免除決定通知書

年 月 日

殿

山梨県立博物館館長 印

年 月 日付けで申請のあった県立博物館の利用料等の免除について、次のとおり決定しましたので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第10条第3項の規定により通知します。

決定の内容	
免除金額	(免除前の金額) 円 のうち 円
注意事項	

## 山梨県規則第三十二号

山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十六号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧の承認)

**第二条** 条例第二項第一項の規定による知事の承認は、共通定期観覧券(第一号様式)の交付があったときに行われたものとする。

(観覧料の納入)

**第三条** 観覧料の納入は、共通定期観覧券の交付の際現金をもって行うものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、共通定期観覧券を交付した日以後、当該共通定期観覧券を交付した館長(山梨県立美術館長、山梨県立考古博物館長、山梨県立文学館長及び山梨県立博物館長をいう。以下同じ。)の指定した日までに納付させることができる。

(観覧料の還付)

**第四条** 条例第三条ただし書の特別の理由は観覧の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由により観覧をすることができなくなった場合に該当することとし、還付する額は観覧料のうち共通定期観覧券を交付した館長が相当と認める額とする。

2 条例第三条ただし書の規定による観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付申請書(第二号様式)を共通定期観覧券を交付した館長に提出しなければならない。

(観覧料の免除)

**第五条** 条例第四条の特別の理由は次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとし、免除の額は当該各号に定めるとおりとする。

一 山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)第十条第一項の規定による承認(定期観覧に係るものに限る。)、山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)第六条第一項の規定による承認(定期観覧に係るものに限る。)、山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)第十条第一項の規定による承認(定期観覧に係るものに限る。)(又は山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)第六条第一項の

規定による承認(定期観覧に係るものに限る。))を受けた者が、これらの承認のあった日から起算して十一月以内に条例第二項第一項の承認を受けたとき 観覧料のうち館長が相当と認める額

二 前号に掲げるもののほか館長が特に必要と認めたとき 観覧料のうち館長が相当と認める額

2 前項第一号に該当する場合において、条例第四条の規定による観覧料の免除を受けようとする者は、観覧の承認の申請の際、観覧料免除申請書(第三号様式)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の場合において、観覧料の免除の決定をしたときは、当該免除に係る申請をした者に対し、免除後の観覧料の額を記載した共通定期観覧券を交付するものとする。

4 第一項第二号に該当する場合において、条例第四条の規定による観覧料の免除を受けようとする者は、観覧の承認の申請の際、観覧料免除申請書(第四号様式)を館長に提出しなければならない。

5 館長は、前項の場合において、観覧料の免除の決定をしたときは、当該免除に係る申請をした者に対し、観覧料免除決定通知書(第五号様式)を交付するものとする。(委任)

**第六条** 知事は、館長に次の事項を委任する。

一 条例第二条の規定による観覧の承認に関すること。

二 条例第三条ただし書の規定による観覧料の還付に関すること。

三 条例第四条の規定による観覧料の免除に関すること。

(補則)

**第七条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、知事の承認を得て館長が定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

写 真

第 年 月 日 号

共 通 定 期 観 覧 券

氏名 ( ) 年 月 日生  
(一般・大学生等)

有効期限 年 月 日  
円

本券をもって領収書に代えます。

山梨県立美術館長・山梨県立考古博物館長・山梨県立文学館長・山梨県立博物館長

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

受付番号	第	号
------	---	---

観覧料還付申請書

年 月 日

館長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

次のとおり観覧料の還付を受けたいので、山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する  
条例施行規則第4条第2項の規定により申請します。

申請の理由	
承認番号	
既納付金額	
還付を受けようとする金額	

注 この書類には、申請に係る観覧券を添付してください。

第3号様式 (第5条関係)

受付番号	第	号
------	---	---

観覧料免除申請書

年 月 日

館長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

次のとおり観覧料の免除を受けたいので、山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則第5条第2項の規定により申請します。

申請の理由	山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則第5条第1項第1号該当		
利用内容	県立美術館 県立考古博物館 県立文学館 県立博物館	定期観覧券から	共通定期観覧券に変更するため
免除を受けようとする額			
摘 要			

注 この書類には、申請に係る観覧券を添付してください。

受付番号	第	号
------	---	---

観 覧 料 免 除 申 請 書

年 月 日

館長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

次のとおり観覧料の免除を受けたいので、山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則第5条第4項の規定により申請します。

申 請 の 理 由	山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則第5条第1項第2号該当
利 用 内 容	
免 除 を 受 け よ う と す る 額	
摘 要	

注 利用内容欄には、申請の理由に該当する具体的な理由を記載してください。

第5号様式 (第5条関係)

受付番号	第	号
------	---	---

観覧料免除決定通知書

年 月 日

殿

館長

年 月 日付けで申請のあった共通定期観覧券に係る免除について、次のとおり決定しましたので山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則第5条第5項の規定により通知します。

決定の内容	
免除金額	(免除前の金額) 円のうち 円
注意事項	

山梨県規則第三十三号

県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「出納局長、次長、課長、室長」を「出納局長、知事秘書監、次長、政策参事、課長、室長、政策調査監、広聴広報監、国際戦略監、管理監」に、「主事、技師」を「政策補佐、主事、技師、文化財主事」に、「リニア推進監、技監、エネルギー政策推進監」を「技監、地域力強化推進監、リニア推進監、文化振興監、富士山火山防災監、総括技術審査監」に、「山岳安全対策監、リニア企画監、情報システム専門監」を「リニアビジョン推進監、情報システム専門監、情報政策推進監」に改め、「食品・衛生指導監」の下に「大気水質指導監」を加え、「総括技術審査監」を削り、「おもてなし推進監」を「観光産業振興監」に、「国際観光振興監」を「山岳安全対策監、文化財企画調整監」に改め、「工事検査員」の下に「主幹福祉司、副主幹福祉司、主任福祉司、福祉司」を加え、「守衛長」を削り、「及び主任文書事務員」を「主任文書事務員及び主任業務員」に改め、同表出先機関に置かれる職の欄中「副所長」の下に「副館長」を、「児童虐待対策幹」の下に「心理治療指導幹、学芸幹」を、「技師」の下に「司書、文化財主事」を、「研究員」の下に「学芸員」を加える。

第二条第一項中「技師」の下に「司書、文化財主事、学芸員」を加える。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十四号

技能労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

技能労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労働職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「第七号」を「第六号」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第

一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。  
第六条第一項第一号中「あけぼの医療福祉センター又は育精福祉センター」を「福祉保健部障害福祉課又はあけぼの医療福祉センター」に改める。  
別表第二の三級の項1及び四級の項1中「守衛長、主任守衛、主任技術員」を「主任技術員」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十五号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「課」の下に「及びグループ(以下「課」という。)」を加え、同条第三項の表第一号及び第二号を次のように改める。

一 財産管理課	資産活用室
二 防災危機管理課	火山防災対策室

第九条中「政策企画課」を「政策企画グループ」に、「県民生活・男女参画課」を「県民生活総務課」に改め、「エネルギー政策課」を削り、「観光企画課」を「観光文化政策課」に改める。

第十条(見出しを含む。)中「グループ」を「担当」に改める。

第十一条中「第十二条の三第一項に規定する局長、第十二条の四第一項に規定する局長又は第十二条の五第一項に規定する」を「又は」に、「総合政策部の部長」を「知事政策部の局長」に改める。

第十二条第一項中「部長」の下に「局に局長」を加え、同条第二項中「部」を「部等」に改め、同条第三項中「部長」の下に「及び局長(次項において「部長」という。)」を加え、「部内」を「部等内」に改め、同条第四項中「部内」を「部等内」に改め、同条第五項及び第六項中「部」を「部等」に改める。

第十二条の二から第十二条の六までを削り、第十二条の七を第十二条の二とする。



第十四条第一項中「部等」の下に「（知事政策局を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（グループに置かれる職等）

第十四条の二 知事政策局の下に置かれる次の表の上欄に掲げるグループに同表の下欄に掲げる職を置く。

グループ	グループに置かれる職
政策企画グループ	政策参事
政策調査グループ	政策調査監
秘書グループ	知事秘書監
広聴広報グループ	広聴広報監
国際戦略グループ	国際戦略監

2 知事政策局の下に置かれるグループに必要に応じ、政策企画監、管理監、政策補佐、主幹、副主幹、主査又は副主査を置く。

3 政策参事、政策調査監、知事秘書監、広聴広報監及び国際戦略監（以下「政策参事等」という。）は、上司の命を受け、グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 政策企画監及び管理監は、上司の命を受け、グループの事務を整理し、政策参事等を補佐する。

5 政策補佐、主幹、副主幹、主査又は副主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

6 第一項に規定するもののほか、グループに必要に応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

7 前項の職の名称は、別に定める。

第十五条の二第一項中「グループ」を「担当」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

各部等の事務を所掌させるため、次に掲げる出先機関を置く。

一 山梨県東京事務所

二 山梨県大阪事務所

三 山梨県総合理工学研究機構

四 山梨県リニア用地事務所

五 山梨県職員研修所

六 山梨県衛生環境研究所

七 山梨県動物愛護指導センター

八 山梨県森林総合研究所

九 山梨県富士山科学研究所

十 山梨県産業技術センター

十一 山梨県富士山世界遺産センター

十二 山梨県埋蔵文化財センター

十三 山梨県畜産酪農技術センター

十四 山梨県水産技術センター

十五 山梨県総合農業技術センター

十六 山梨県果樹試験場

十七 山梨県新環状道路建設事務所

十八 山梨県広瀬・琴川ダム管理事務所

十九 山梨県荒川ダム管理事務所

二十 山梨県大門・塩川ダム管理事務所

二十一 山梨県深城ダム管理事務所

二十二 山梨県流域下水道事務所

二十三 山梨県消防学校設置条例（昭和四十年山梨県条例第九号）

二十四 山梨県立甲陽学園設置条例（昭和二十九年山梨県条例第二十四号）

二十五 山梨県消防学校設置条例（昭和四十年山梨県条例第九号）

二十六 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例（昭和四十六年山梨県条例第十号）

二十七 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例（昭和四十七年山梨県条例第七号）

二十八 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例（昭和五十年山梨県条例第三号）

二十九 山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第五号）

三十 山梨県民生活センター設置条例（昭和五十五年山梨県条例第二号）

- 八 山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例(昭和五十五年山梨県条例第十八号)
- 九 山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)
- 十 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)
- 十一 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)
- 十二 山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第四十七号)
- 十三 山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)
- 十四 山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)
- 十五 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例(平成十九年山梨県条例第三十五号)
- 十六 山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第二号)
- 十七 山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜設置及び管理条例(令和元年山梨県条例第二号)
- 第十六条の二(見出しを含む。)中「グループ」を「担当」に改める。
- 第十七条第一項中「園長」の下に「館長」を加える。
- 第十八条第一項中「こころの発達総合支援センター」の下に「子ども心理治療センターうぐいすの杜」を、「宝石美術専門学校」の下に「埋蔵文化財センター、美術館、考古博物館、文学館」を加え、「中部横断自動車道推進事務所」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 6 中央児童相談所に副所長を置く。
- 第十八条第八項を同条第七項とし、同条第十六項中「副校長」の下に「副館長」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項を第二十一項とし、第十二項から第十四項までを六項ずつ繰り下げ、第十一項を第十二項とし、同項の次に次の五項を加える。
- 13 富士山世界遺産センターに副所長を置く。
- 14 美術館に副館長を置く。
- 15 博物館に副館長を置く。
- 16 考古博物館に副館長を置く。
- 17 文学館に副館長を置く。
- 第十八条第十項を第十一項とし、第九項を第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

- 9 森林総合研究所に副所長を置く。
- 10 富士山科学研究所に副所長を置く。
- 第二十二条第一項及び第三項中「保健福祉事務所、保健所、畜産酪農技術センター」を「畜産酪農技術センター」に改める。
- 第二十三条の二第一項、第二十四条(見出しを含む。)及び第二十六条第一項中「グループ」を「担当」に改める。
- 別表第一の一の表中総合政策部の部を削り、オリンピック・パラリンピック推進局の部に次のように加える。

知事政 策局	政策企画 グループ	政策調査 グループ	秘書グル ープ	広聴広報 グループ
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 政策の企画立案及び総合調整に関すること。</li> <li>二 庁議、政策協議及び部局連絡会議に関すること。</li> <li>三 総合計画に関すること。</li> <li>四 強靱化計画に関すること。</li> <li>五 行政改革及び行政評価に関すること。</li> <li>六 儀典に関すること。</li> <li>七 表彰及び褒章に関すること。</li> <li>八 東京事務所及び大阪事務所に関すること。</li> <li>九 山梨総合研究所に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 政策の企画立案及び総合調整に関すること。</li> <li>二 庁議、政策協議及び部局連絡会議に関すること。</li> <li>三 総合計画に関すること。</li> <li>四 強靱化計画に関すること。</li> <li>五 行政改革及び行政評価に関すること。</li> <li>六 儀典に関すること。</li> <li>七 表彰及び褒章に関すること。</li> <li>八 東京事務所及び大阪事務所に関すること。</li> <li>九 山梨総合研究所に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事の特命事項に係る調査検討に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秘書に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 広聴及び広報の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>二 広報刊行物の発行、各種広報媒体の活用その他の広報活動に関すること。</li> <li>三 広聴活動に関すること。</li> <li>四 報道機関との連絡調整及び県政記者室に関すること。</li> <li>五 県ホームページの企画及び管理運営に関すること。</li> <li>六 イメージアップ大賞選考委員会に関すること。</li> </ul>

国際戦略グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 国際交流の企画調整に関すること。</li> <li>二 国際協力の企画調整に関すること。</li> <li>三 外国人雇用に関する施策の企画調整に関すること。</li> <li>四 多文化共生の推進に関すること。</li> <li>五 海外県人会に関すること。</li> <li>六 小佐野記念財団及び国際交流協会に関すること。</li> <li>七 国際交流センターに関すること。</li> </ul>
----------	---

別表第一の一の表オリンピック・パラリンピック推進局の部中「オリンピック・パラリンピック推進局」を「スポーツ振興局」に改め、同部に次のように加える。

スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 スポーツに係る施策の総合調整に関すること。</li> <li>二 スポーツによる地域活性化に関すること。</li> <li>三 生涯スポーツに関すること。</li> <li>四 競技スポーツに関すること。</li> <li>五 障害者スポーツに関すること。</li> <li>六 スポーツ行事に関すること（学校体育に関することを除く。）。</li> <li>七 スポーツ施設整備に関すること。</li> <li>八 スポーツ関係団体に関すること。</li> <li>九 山梨県スポーツ推進審議会に関すること。</li> <li>十 山梨県立射撃場、山梨県立八ヶ岳スケートセンター及び飯田野球場に関すること。</li> <li>十一 緑が丘スポーツ公園に関すること。</li> </ul>
---------	--

別表第一の一の表県民生活部の部県民生活・男女参画課の項中「県民生活・男女参画課」を「県民生活総務課」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを削り、第十一号を第五号とし、第十二号から第十四号までを六号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「県民生活センターに関すること（消費生活に関するものを除く。）」を「パースポルトセンターに関すること」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十六号を第十号とし、第十七号を第十一号とし、第十八号を第十二号とする。

別表第一の一の表県民生活部の部消費生活安全課の項第十四項中「推進に係る」を「推進の」に改め、同項第十六号及び第十七号を削り、第十五号を第十六号とし、同

号の次に次の八号を加える。

- 十七 ボランティア・NPO活動の推進の総合調整に関すること。
- 十八 特定非営利活動法人に関すること。
- 十九 人権施策に係る総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 二十 同対策事業の連絡調整に関すること。
- 二十一 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。
- 二十二 犯罪被害者等の支援の連絡調整に関すること。
- 二十三 県民生活センターに関すること。
- 二十四 消費生活審議会、消費生活紛争処理委員会及び食の安全・安心審議会に関すること。

別表第一の一の表県民生活部の部消費生活安全課の項第十四号の次に次の一号を加える。

- 十五 食品ロスの削減の推進の総合調整に関すること。

別表第一の一の表県民生活部の部消費生活安全課の項中「消費生活安全課」を「県民安全協働課」に改める。

別表第一の一の表県民生活部の部生涯学習文化課の項及び世界遺産富士山課の項を削り、私学・科学振興課の項の次に次のように加える。

地域創生・人口対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 地域創生及び人口対策の総合調整に関すること。</li> <li>二 地域政策に関すること。</li> <li>三 県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。</li> <li>四 二地域居住及び移住の推進に関すること。</li> <li>五 ふるさと納税に関すること。</li> <li>六 地域再生計画に関すること。</li> <li>七 水資源の調査、水需給計画及び水需給の調整に関すること。</li> <li>八 国土利用計画に関すること。</li> <li>九 土地利用基本計画に関すること。</li> <li>十 土地の利用に係る調整に関すること。</li> <li>十一 国土形成計画に関すること。</li> <li>十二 首都圏整備計画に関すること。</li> <li>十三 土地に係る権利の移転等の規制に関すること。</li> <li>十四 遊休土地に係る措置に関すること。</li> <li>十五 地価公示及び地価調査に関すること。</li> </ul>
------------	---

- 十六 不動産鑑定業に関すること。
- 十七 国土調査（地籍調査を除く。）に関すること。
- 十八 国土利用計画審議会、土地利用審査会及び地価調査委員会に関すること。
- 十九 土地開発公社に関すること。

別表第一の一の表県民生活部の部私学・科学振興課の項第七号中「及び富士山科学研究所」を削り、同項第八号中「及びいじめ問題調査会」を、「いじめ問題調査会及び科学技術・イノベーション会議」に改める。

別表第一の一の表リニア交通局の部交通政策課の項第六号中「交通安全対策会議」の下に「及び交通政策会議」を加える。

別表第一の一の表総務部の部行政経営管理課の項第二十七号を第二十九号とし、同項第二十六号中「及び行政不服審査会」を、「行政不服審査会及び出資法人経営検討委員会」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項中第二十五号を第二十七号とし、第六号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関すること。

別表第一の一の表総務部の部行政経営管理課の項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 内部統制に関すること。

別表第一の一の表防災局の部防災危機管理課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 富士山科学研究所（火山防災に関することに限る。）に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部福祉保健総務課の項第十一号中「及び医療扶助審議会」を、「医療扶助審議会及び社会福祉法人・施設整備等審査会」に改める。

別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項第九号中「育精福祉センター」を削り、同項第十一号中「育精福祉センター成人寮」を「育精福祉センター」に改める。

別表第一の一の表福祉保健部の部衛生薬務課の項第二十五号中「及び薬事審議会」を「薬事審議会及び公衆浴場入浴料金協議会」に改める。

別表第一の一の表福祉保健部の部健康増進課の項第十五号中「及びがん情報審議会」を「がん情報審議会、難病医療連絡協議会、生活習慣病検診管理指導協議会、肝炎医療費助成認定審査協議会及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業認定審査協議会」に改める。

別表第一の一の表子育て支援局の部子ども福祉課の項第十一号を削り、同項第十二号

中「及びこころの発達総合支援センター」を、「こころの発達総合支援センター及び子ども心理治療センターうぐいすの杜」に改め、同号を同項第十一号とする。

別表第一の一の表森林環境部の部森林環境総務課の項第九号から第十三号までを削り、同項第十四号中「及び森林総合研究所」を、「森林総合研究所及び富士山科学研究所（火山防災に関することを除く。）」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十五号を第十号とし、第十六号を削り、同項の次に次のように加える。

- |                  |  |
|------------------|--|
| <p>環境・エネルギー課</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 循環型社会形成に関する基本的事項に関すること。</li> <li>二 再生資源の利用の促進に関すること。</li> <li>三 環境保全の啓発及び指導に関すること。</li> <li>四 環境保全活動の促進に関すること。</li> <li>五 環境教育の推進に関する施策の総合企画及び総合調整に関すること。</li> <li>六 エネルギーに関する施策の総合企画及び総合調整に関すること。</li> <li>七 クリーンエネルギーの導入促進に関すること。</li> <li>八 地球温暖化対策の推進に関する施策の総合企画及び総合調整に関すること。</li> <li>九 やまなし環境財団に関すること。</li> </ul> |
|------------------|--|

別表第一の一の表エネルギー局の部を削る。

別表第一の一の表産業労働部の部産業政策課の項に次の七号を加える。

- 十一 商業の振興に関すること。
  - 十二 小売商業調整特別措置に関すること。
  - 十三 大規模小売店舗の立地に関すること。
  - 十四 商店街の整備及び振興に関すること。
  - 十五 卸売業及びサービス業の振興に関すること。
  - 十六 物流対策に関すること。
  - 十七 大規模小売店舗立地審議会に関すること。
- 別表第一の一の表産業労働部の部商業振興金融課の項を削る。
- 別表第一の一の表産業労働部の部新事業・経営革新支援課の項第三号中「新たな事業活動」を「経営革新」に改め、同項第四号中「燃料電池」を「水素・燃料電池」に改め、「育成」の下に「及び水素・燃料電池の利用促進」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 起業・創業の促進に関すること。  
別表第一の一の表産業労働部の部新事業・経営革新支援課の項中「新事業・経営革新支援課」を「成長産業推進課」に改め、同項に次の三号を加える。

七 企業等の省エネルギー対策に関すること。

八 企業等の立地に関すること。

九 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部地域産業振興課の項第三号中「宝石美術専門学校」を「産業技術センター及び宝石美術専門学校」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 ジュエリーマスター認定委員会及びブランドプロモーション支援事業審査委員会に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部地域産業振興課の項中「地域産業振興課」を「産業振興課」に改め、第二号を第十三号とし、第一号を第十二号とし、同項に第一号から第十一号までとして次の十一号を加える。

一 中小企業の技術振興に関すること。

二 中小企業の情報化に関すること。

三 下請企業の振興に関すること。

四 産業デザインの振興に関すること。

五 発明考案の奨励に関すること。

六 中小企業の金融支援に関すること。

七 商工業振興資金及び短期事業資金に関すること。

八 高度化資金に関すること。

九 中小企業の設備導入に関すること。

十 信用保証協会の指導監督に関すること。

十一 貸金業者の指導監督に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部企業立地・支援課の項を削る。

別表第一の一の表観光部の部観光企画課の項中「観光企画課」を「観光文化政策課」に改め、第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

一 観光行政及び文化行政の一体的な推進に係る総合調整に関すること。

別表第一の一の表観光部の部観光プロモーション課の項中「観光プロモーション課」を「観光振興課」に改め、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 国際観光の振興に関すること。

五 通訳案内士の登録に関すること。  
別表第一の一の表観光部の部中「観光部」を「観光文化部」に改め、国際観光交流課の項を削り、同部に次のように加える。

世界遺産富士山課  
一 世界遺産富士山（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産である富士山をいう。第三号及び別表第五富士山世界遺産センターの項において同じ。）の保全に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

二 富士山への登山の安全に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

三 世界遺産富士山に関する普及啓発に関すること。

四 富士山の環境保全対策に関すること。

五 富士山レンジャーに関すること。

六 富士山世界遺産センターに関すること。

文化振興・文化財課  
一 文化行政の総合企画及び総合調整に関すること。  
二 芸術及び文化の振興に関すること。  
三 著作権に関すること。  
四 やまなみ文化基金に関すること。  
五 県民文化ホールに関すること。  
六 文化財に関すること。  
七 博物館その他の文化施設に関すること。  
八 銃砲刀剣類等の登録に関すること。  
九 山梨県美術資料取得基金に関すること。  
十 山梨県文学資料取得基金に関すること。  
十一 山梨県歴史資料等取得基金に関すること。  
十二 埋蔵文化財センター、山梨県立美術館、山梨県立博物館、山梨県近代人物館に関すること。  
十三 山梨近代人物館に関すること。  
十四 山梨県文化財保護審議会、山梨県立美術館協議会、山梨県考古博物館協議会、山梨県文学館協議会、山梨県立美術館専門委員会、山梨県立文学館専門委員会、みんなで作る博

博物館協議会、山梨県立博物館運営委員会及び山梨県立博物館資料・情報委員会に関すること。

別表第一の一の表農政部の部農政総務課の項第二号中「関する施策に関する」を「係る施策の」に改め、同項第三号中「の啓発」を削り、同項第四号を次のように改める。  
 四 農業団体からの要請に関すること。  
 別表第一の一の表農政部の部農政総務課の項の次に次のように加える。

担い手・農地対策課

- 一 新規就農者の確保及び育成に関すること。
- 二 企業の農業への参入に関すること。
- 三 認定農業者の確保に関すること。
- 四 農業者年金に関すること。
- 五 農地の利用及び集積に関すること。
- 六 耕作放棄地対策に関すること。
- 七 農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会に関すること。
- 八 農地中間管理機構に関すること。
- 九 農業振興公社に関すること。

販売・輸出支援課

- 一 農畜水産物のやまなしブランドの強化に関すること。
- 二 農畜水産物の情報発信に関すること。
- 三 農畜水産物の国内流通及び販路拡大に関すること。
- 四 農畜水産物の輸出拡大に関すること。
- 五 農畜水産物の販売及び輸出に係る団体に関すること。
- 六 卸売市場に関すること。

農業技術課

- 一 農業技術、農業経営及び農村生活の改善に係る普及指導並びに農業の革新に係る支援に関すること。
- 二 農業者の教育に関すること。
- 三 農作物等の災害対策に関すること。
- 四 農林漁業金融に関すること。
- 五 農業の試験研究の総合調整に関すること。
- 六 環境保全型農業及び農業公害の防止に関すること。
- 七 野生鳥獣による農作物の被害の防止に関すること。

- 八 植物防疫事業に関すること。
- 九 農薬の取締りに関すること。
- 十 肥料の取締りに関すること。
- 十一 農業機械の利用促進に関すること。
- 十二 農業技術会議に関すること。
- 十三 病害虫防除所、総合農業技術センター、果樹試験場及び専門学校農業大学校に関すること。
- 十四 やまなし農業生産工程管理認証審査会に関すること。
- 十五 農業信用基金協会に関すること。

別表第一の一の表農政部の部農村振興課の項を削る。

別表第一の一の表農政部の部果樹・六次産業振興課の項第一号中「振興対策」を「振興」に改め、同項第三号中「出荷対策」を「生産供給施設」に改める。

別表第一の一の表農政部の部畜産課の項第五号中「及び流通対策」を削る。

別表第一の一の表農政部の部花き農水産課の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第九号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十号中「水田農業対策」を「水田農業の推進」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 八 花きの振興対策に関すること。
- 九 花きの生産指導に関すること。

別表第一の一の表農政部の部花き農水産課の項中「花き農水産課」を「食糧花き水産課」に改め、同項第十一号中「花き、蚕糸、主要食糧及び特用作物」を「主要食糧、特用作物、蚕糸及び花き」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号を第十一号とし、第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

農村振興課

- 一 農業振興地域の整備に関すること。
- 二 農地等の転用及び権利関係に関すること。
- 三 農業及び農村の活性化に関すること。
- 四 農業及び農村の多面的機能の保全に関すること。
- 五 農村地域への産業の導入の促進等に関すること。
- 六 市民農園に関すること。
- 七 国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関すること。
- 八 国土調査（地籍調査に限る。）に関すること。

九 農村環境保全向上対策検討委員会に関すること。

別表第一の一の表農政部の農業技術課の項を削る。  
別表第一の一の表農政部の部耕地課の項第十三号中「振興対策」を「振興」に改める。

別表第一の一の表県土整備部の部県土整備総務課の項第六号中「中部横断自動車道推進事務所」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七 公共事業評価委員会及び入札監視委員会に関すること。

別表第一の一の表県土整備部の部技術管理課の項に次の一号を加える。

九 総合評価委員会に関すること。

別表第一の二の表中販売・輸出支援室の項及び担い手・農地対策室の項を削り、景観づくり推進室の項の前に次のように加える。

資産活用室	一 公有財産の活用に係る基本方針に関すること。 二 税外収入の確保方針に関すること。 三 その他歳入の確保に係る総合調整に関すること。
火山防災対策室	富士山火山防災対策に関すること。

別表第二会計課の項に次の一号を加える。  
十六 政府調達苦情検討委員会に関すること。  
別表第三中富士・東部地域県民センターの項の次に次のように加える。

パスポートセンター	甲府市
-----------	-----

別表第三富士山世界遺産センターの項及び富士山科学研究所の項を削り、同表中北保健福祉事務所の項及び中北保健所の項中「甲府市」を「韮崎市」に改め、同表育精福祉センターの項を削り、同表中央児童相談所の項中「相談支援課」を「総務課  
児童虐待対応課  
相談支援課」に改め、同表この発達総合支援センターの項を次のように改める。

この発達総合支援センター	相談医療課	甲府市
--------------	-------	-----

地域支援課

別表第三この発達総合支援センターの項の次に次のように加える。

子ども心理治療センターうぐいすの杜	生活支援課 治療支援課	甲府市
-------------------	----------------	-----

別表第三森林総合研究所の項の次に次のように加える。

富士山科学研究所	総務・企画課 環境教育・交流部 研究部	富士吉田市
----------	---------------------------	-------

別表第三中パスポートセンターの項を削り、中北農務事務所の項の前に次のように加える。

富士山世界遺産センター	総務課 調査研究課 史跡資料活用課	南都留郡富士河口湖町
埋蔵文化財センター	総務課	甲府市
美術館	総務課 学芸課	甲府市
博物館	総務課 企画交流課 学芸課	笛吹市
考古博物館	総務課 学芸課	甲府市

文学館	総務課 学芸課 資料情報課	甲府市
-----	---------------------	-----

別表第三峡南建設事務所の項を次のように改める。

峡南建設事務所	用地課 道路課 河川砂防管理課 都市計画・建築課	西八代郡市川三郷町
---------	-----------------------------------	-----------

別表第三中部横断自動車道推進事務所の項を削る。

別表第四中一の項及び二の項を削り、三の項を一の項とし、四の項を二の項とし、五の項を三の項とし、六の項を四の項とし、同項の次に次の一項を加える。

五 峡南建設事務所	身延支所 用地課 道路課 中部横断自動車道推進課 河川砂防管理課	南巨摩郡身延町	南巨摩郡（早川町、身延町（旧身延町の区域に限る。）及び南部町の区域に限る。）
-----------	--	---------	--

別表第四中七の項を六の項とする。

別表第五地域県民センターの項中第十八号から第二十号までを削り、第二十一号を第十八号とし、第二十二号を第十九号とし、第二十三号を第二十号とし、同項の次に次のように加える。

パスポートセンター	一 一般旅券の発給に関すること。 二 海外渡航に関すること。
-----------	-----------------------------------

別表第五中富士山世界遺産センターの項及び富士山科学研究所の項を削る。

別表第五障害者相談所の項に次の一号を加える。

八 精神保健福祉センター及び女性相談所の庶務的事務に関すること。

別表第五育精福祉センターの項を削る。

別表第五児童相談所の項第九号中「女性相談所、こころの発達総合支援センター、障害者相談所及び精神保健福祉センター」を「こころの発達総合支援センター及び子ども心理治療センターうぐいすの杜」に改め、同表こころの発達総合支援センターの項の次に次のように加える。

子ども心理治療センターうぐいすの杜	社会生活への適応が困難となつた児童に係る心理治療及び生活指導に関すること。
-------------------	---------------------------------------

別表第五中森林総合研究所の項の次に次のように加える。

富士山科学研究所	一 富士山に係る調査研究に関すること。 二 富士山に係る教育の推進に関すること。 三 富士山に係る情報の収集及び提供に関すること。 四 富士山に係る交流事業の実施に関すること。 五 その他地域環境の保全に係る調査研究等に関すること。
----------	--

別表第五中パスポートセンターの項を削り、農務事務所の項の前に次のように加える。

富士山世界遺産センター	一 世界遺産富士山に係る調査研究に関すること。 二 世界遺産富士山に係る保全活動、普及啓発及び情報発信に関すること。
埋蔵文化財センター	一 埋蔵文化財及び史跡の調査研究に関すること。 二 埋蔵文化財及び史跡に関する指導及び助言に関すること。 三 埋蔵文化財及び史跡の保存及び活用に関すること。 四 埋蔵文化財及び史跡に関する資料の作成及び活用に関すること。



美術館	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 美術品等の収集、保管及び展示に関すること。</li> <li>二 美術に係る調査研究に関すること。</li> <li>三 教育普及に関すること。</li> <li>四 美術品等の利用に係る助言、指導等に関すること。</li> <li>五 美術館協議会及び美術館専門委員会に関すること。</li> </ul>
博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 歴史資料等の収集、保管及び展示に関すること。</li> <li>二 歴史資料等の調査研究に関すること。</li> <li>三 教育普及に関すること。</li> <li>四 歴史資料等の利用に係る助言、指導等に関すること。</li> <li>五 みんなでつくる博物館協議会、博物館運営委員会及び博物館資料・情報委員会に関すること。</li> </ul>
考古博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 考古資料等の収集、保管及び展示に関すること。</li> <li>二 考古資料等の調査研究に関すること。</li> <li>三 教育普及に関すること。</li> <li>四 考古資料に係る必要な助言、指導等に関すること。</li> <li>五 施設（研修センター、庭球場を含む。）の管理に関すること。</li> <li>六 考古博物館協議会に関すること。</li> </ul>
文学館	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 文学資料等の収集、保管、展示及び閲覧に関すること。</li> <li>二 文学資料等の調査研究に関すること。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>三 教育普及に関すること。</li> <li>四 文学資料等の利用に係る助言、指導等に関すること。</li> <li>五 芸術の森公園に関すること。</li> <li>六 文学館協議会及び文学館専門委員会に関すること。</li> </ul>
---

別表第五農務事務所の項第十二号中「水田農業対策」を「水田農業」に改め、同項第十三号中「活性化事業」を「活性化」に改め、同項第十七号中「経営生産振興対策」を「経営生産振興」に改め、「流通対策」を「流通」に改め、同項第二十六号中「集積対策」を「集積」に改め、同項第三十六号を第三十七号とし、第二十七号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 耕作放棄地対策に関すること。

別表第五建設事務所の項第三十七号を第三十九号とし、第七号から第三十六号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 中部横断自動車道の事業用地に関すること（峡南建設事務所に限る。）。

八 中部横断自動車道に関連する工事の設計、施工及び監督に関すること（峡南建設事務所に限る。）。

別表第五中部横断自動車道推進事務所の項を削る。

**附 則**

- （施行期日）**
- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- （経過措置）**
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

総合政策部秘書課	知事政策局秘書グループ
総合政策部政策企画課	知事政策局政策企画グループ

総合政策部広聴広報課	知事政策局広聴広報グループ
総合政策部外国人材受入支援課	知事政策局国際戦略グループ
総合政策部東京事務所	知事政策局東京事務所
総合政策部大阪事務所	知事政策局大阪事務所
オリンピック・パラリンピック推進局	スポーツ振興局
オリンピック・パラリンピック推進局	スポーツ振興局オリンピック・パラリンピック推進課
オリンピック・パラリンピック推進局	スポーツ振興局オリンピック・パラリンピック推進課
県民生活部県民生活・男女参画課	県民生活部県民生活総務課
県民生活部消費生活安全課	県民生活部県民安全協働課
総合政策部地域創生・人口対策課	県民生活部地域創生・人口対策課
観光部バスポートセンター	県民生活部バスポートセンター
エネルギー局エネルギー政策課	森林環境部環境・エネルギー課
県民生活部富士山科学研究所	森林環境部・防災局富士山科学研究所
産業労働部新事業・経営革新支援課	産業労働部成長産業推進課
産業労働部地域産業振興課	産業労働部産業振興課
観光部	観光文化部
観光部観光企画課	観光文化部観光文化政策課
観光部観光資源課	観光文化部観光資源課

観光部観光プロモーション課	観光文化部観光振興課
県民生活部生涯学習文化課	観光文化部文化振興・文化財課
県民生活部世界遺産富士山課	観光文化部世界遺産富士山課
県民生活部富士山世界遺産センター	観光文化部富士山世界遺産センター
農政部花き農水産課	農政部食糧花き水産課
中部横断自動車道推進事務所	峡南建設事務所

4 (山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)  
 4 山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第一号中「第十二条第一項」を「第十二条第三項」に改め、「組織規則第十二条の二第一項に規定する局長、組織規則第十二条の三第一項に規定する局長、組織規則第十二条の四第一項に規定する局長、組織規則第十二条の五第一項に規定する局長、組織規則第十二条の六第一項に規定する局長」を削り、同条第二号中「組織規則」を「組織規則第十四条の二第三項に規定する政策参事等及び組織規則」に、「及び」を「並びに」に改める。

5 (山梨県知事の職務を代理する者を定める規則の一部改正)  
 5 山梨県知事の職務を代理する者を定める規則(昭和四十二年山梨県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。  
 第二条中「部長の」を「部長又は局長の」に、「総合政策部長」を「知事政策局長」に改める。

6 (山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部改正)  
 6 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第一項第一号中「オリンピック・パラリンピック推進局、リニア交通局、防災局、子育て支援局、エネルギー局及び出納局にあつては、局長」を「局にあつては局長、出納局にあつては出納局長」に改める。  
 (山梨県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

7 山梨県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「県」を「知事」に改め、同条第二号中「山梨県教育委員会」を「知事」に改める。

第六条第七号中「山梨県教育委員会」を「知事」に改める。

第七条第二号中「山梨県教育委員会」を「知事」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条第三号中「山梨県教育委員会」を「知事」に改める。

（山梨県貸金業法施行細則の一部改正）

8 山梨県貸金業法施行細則（昭和五十八年山梨県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「商業振興金融課」を「産業振興課」に改める。

（山梨県富士山レンジャーに関する規則の一部改正）

9 山梨県富士山レンジャーに関する規則（平成二十六年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県民生活部」を「観光文化部」に改める。

### 山梨県規則第三十六号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十二条第一項」を「第十二条第三項」に、「部長、組織規則第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項に規定する局長、組織規則」を「部長、組織規則」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二号中「組織規則第十二条の二第二項に規定する次長、組織規則第十二条の三第二項に規定する次長、組織規則第十二条の四第二項に規定する次長、組織規則第十二条の五第二項に規定する次長、組織規則第十二条の六第二項に規定する次長」を削り、同条第三号中「室長」の下に「組織規則第十四条の二第三項に規定する政策参事等」を加え、同条第四号中「室長補佐」の下に「組織規則第十四条の二第二項に規定する政策企画監及び管理監」を加え、同条第六号中「富士山世界遺産センターにあつては組織規則第十八条第二項に規定する副所長、総合理工学研究機構」を「総合理工学研究機構」に、「同条第三項」

を「組織規則第十八条第三項」に改め、「富士山科学研究所にあつては同条第四項に規定する副所長のうち所長があらかじめ指定する職員」を削り、「第九項に規定する副所長」の下に「富士山科学研究所にあつては同条第十項に規定する副所長のうち所長があらかじめ指定する職員」を加え、「同条第十項に規定する事務局長」を「同条第十一項に規定する事務局長、富士山世界遺産センターにあつては同条第十三項に規定する副所長、美術館にあつては同条第十四項に規定する副館長、博物館にあつては同条第十五項に規定する副館長、考古博物館にあつては同条第十六項に規定する副館長、文学館にあつては同条第十七項に規定する副館長」に改め、同条第七号中「同条第五項」を「同条第三項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第九項に規定する事務局長、同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第四条第七号中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（別表第一において「会計年度任用職員」という。）及び同法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

第五条第二項中「中北保健福祉事務所、中北保健所、畜産酪農技術センター」を「畜産酪農技術センター」に改め、「中北建設事務所」の下に「、峡南建設事務所」を加える。

第六条第三項中「第十二条の七第二項」を「第十二条の二第二項」に改める。

別表第一の二の部2の項中「部の」を「部等の」に改め、「組織規則第十二条の三第五項に規定する技監、主幹、副主幹、主査及び副主査（以下「リニア交通局技監等」という。）、組織規則第十二条の四第五項に規定する主幹、副主幹、主査及び副主査（以下「防災局主幹等」という。）、組織規則第十二条の五第五項に規定する主幹、副主幹、主査及び副主査（以下「子育て支援局主幹等」という。）」を削り、同表三の部2の項、四の部1の項及び五の部2の項中「部の」を「部等の」に改め、「リニア交通局技監等、防災局主幹等、子育て支援局主幹等」を削り、同表六の部1の項を削り、同部2の項中「期間のもの」の下に「又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のもの」を加え、同項を同部1の項とし、同部3の項中「期間のもの」の下に「又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のもの」を加え、同項を同部2の項とし、同表九の部1の項中「部の」を「部等の」に改め、「リニア交通局技監等、防災局主幹等、子育て支援局主幹等」を削る。

### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第三十七号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項の表かい長の項第四号中「十万円」を「百万円」に改め、同条第二項の表中「中部横断自動車道推進事務所」を削る。

第二十二條第四項中「第七号から第十三号まで」を「第六号から第十二号まで」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十條第三項の表二の項中「除く。」の下に「及び組織規則第十四條の二第三項に規定する政策参事等」を加え、「警察本部会計課」を「知事政策局にあつては政策企画監及び管理監、警察本部会計課」に改め、「富士山科学研究所総務課長」及び「育精福祉センター次長」を削り、「このころの発達総合支援センター次長」の下に「子ども心理治療センターうぐいすの杜次長」を、「森林総合研究所次長」の下に「富士山科学研究所総務課長」を、「峡南高等技術専門校副校長」の下に「県立美術館次長、県立博物館総務課長、県立考古博物館次長、県立文学館次長」を加え、「中部横断自動車道推進事務所次長」を削る。

第三十一條第一項の表二の項中「、県立美術館総務課長、県立博物館総務課長、県立考古博物館次長、県立文学館総務課長」を削り、同条第二項中「、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館、県立文学館」を削る。

第四十六條の二第二項第三号中「種類」を「種類等」に改める。

第七十一條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「及び子ども手当」を削り、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十三條第五項中「及び子ども手当」を削る。

第二百十條第三項中「年五パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第六十條第一項第一号中「中北保健福祉事務所（峡北支所に限る。）」を「中北保健福祉事務所」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同項第九号中「女性相談所、中央児童相談所及びこのころの発達総合支援センター」を「及び女性相談所」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 中央児童相談所、このころの発達総合支援センター及び子ども心理治療センターうぐいすの杜

別表第一中「、富士山世界遺産センター」、**「、富士山科学研究所」**及び「、育精福

祉センター」を削り、「このころの発達総合支援センター」の下に「、子ども心理治療センターうぐいすの杜」を、「森林総合研究所」の下に「、富士山科学研究所」を、「就業支援センター」の下に「、富士山世界遺産センター、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館、県立文学館」を加え、「、中部横断自動車道推進事務所」及び「、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館、県立文学館」を削る。

別表第二支出の特例の部資金前渡の款中「第七十一條第一項第十六号」を「第七十一條第一項第十五号」に改める。

別表第三中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から二十八の項までを一項ずつ繰り上げる。

第八十六号様式中「**溢当金額**」を「**契約金額又は契約金額のうち未履行部分に相当する金額**」に、「0.0975」を「**法定利率**」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「次長 課長 室長 総括課長補佐」を「知事秘書監 次

長 政策参事 課長 室長 政策調査監 広聴広報監 国際戦略監 管理監 総括課長

補佐 政策企画監（知事政策局のグループに配置される者に限る。）に、「リニア推

進監 技監 エネルギー政策推進監 参事」を「技監 地域力強化推進監 リニア推

進監 文化振興監 富士山火山防災監 総括技術審査監 参事 政策参事」に、「の者に

限る。） 総括技術審査監」を「の者に限る。）に、**「政策企画課 政策主幹**

**秘書課 秘書担当**

課長補佐 秘書担当の職員」を「**秘書グループ 政策補佐 秘書を担当する職員**

一」に、「自動車管理事務所長 守衛長」を「自動車管理事務所長」に、「副所長

課長補佐 秘書担当の職員」を「**秘書グループ 政策補佐 秘書を担当する職員**

一」に、「自動車管理事務所長 守衛長」を「自動車管理事務所長」に、「副所長

「を」を「副所長 副館長」に、「次長（所長）」を「次長（所長、副館長）」に改め、同表教育委員会の項中「文化振興監 参事 学力向上対策監」を「参事」に、「の者に限る。」を「の者に限る。」に、「の者に限る。」を「の者に限る。」に、「教育事務所 働き方改革推進監」に、「教育事務所 埋蔵文化財センター」を「教育事務所 一 所長 副所長 次長」に改める。

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番